

古来、私たちは琵琶湖や流れ込む川、その上流の山々からの恵みを得て暮らしを営み、その営みは年月を重ねながら独自の文化を育んできました。

この琵琶湖をとりまく自然とともに育まれた地域特有の文化が評価され、昨年4月に、「琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定されました。

私たちが連綿と受け継ぎ、時には県民をあげて様々な活動に取り組むことで守り続けてきた琵琶湖が、このように評価されたことを大変嬉しく思います。

また、これからの琵琶湖の保全を進める上で心強い 動きがありました。「琵琶湖の保全及び再生に関する 法律」が昨年9月28日に公布・施行されたことです。

この琵琶湖保全再生法では、琵琶湖が「国民的資産」 と位置づけられるとともに、琵琶湖の保全、再生が全 国の湖沼の保全、再生のモデルになり得るとされてお り、これまで以上に国や関係機関との連携・支援に期 待するとともに、本県に課せられた使命の重大さに身 が引き締まる思いです。

依然として本県では、水草の大量繁茂による悪臭や 生態系への影響、野生鳥獣による農林水産業への被害、 廃棄物の不法投棄などの様々な問題が発生していま す。

こうした環境課題に対応するため、滋賀県では平成26年10月に策定した「第四次滋賀県環境総合計画」に基づき、様々な取組を進めています。この計画においては、目指すべき将来像を「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」とし、この実現に向けて、3つの基本目標を設けています。

1つ目は、「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」です。主体的に実践行動できる人育ち・人育てにより、環境保全の視点を社会・経済活動に織り込んだ地域社

会づくりを推進します。

2つ目は「琵琶湖環境の再生と継承」です。環境と 調和した暮らしを営む中で、琵琶湖の健全性を確保し、 琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承するととも に、生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会 づくりを進めます。

3つ目は「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」です。低炭素社会・省エネルギー型社会への転換や環境リスクの低減、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の定着等を進めることで、安全・安心な社会の構築を目指します。

これらの基本目標、そして目指すべき将来像に向かって、県行政は様々な施策に全力で取り組んでまいりますが、やはりそれを実現し、滋賀県の環境を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、NPOなど、様々な主体のみなさんに行動・協力いただくことが何よりも大切です。

この環境白書が、みなさんの環境保全や琵琶湖への 関心と理解を深める一助となり、今後の活動に積極的 に御活用いただけることを願っています。

平成28年(2016年)2月



※貿県知事